

芦屋市附属機関の設置に関する条例（関連部分を抜粋）

平成18年3月24日

条例第5号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 市に次のとおり附属機関を置く。

| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関の名称 | 担当事務 | 委員定数 | 委員の構成 | 任期 |
|--------------|------------|------------------------|---------------------------------------|---|---------------------------------|
| 市長 | 芦屋市社会福祉審議会 | 市民の社会福祉に関する事項についての調査審議 | 25人以内 （その他必要に応じて臨時委員若干人を置くことができる。） | (1) 知識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市民 (4) 社会福祉団体等の代表者 (5) 行政関係者 (6) 市職員 | 2年（臨時委員は、担当事項についての審議が終了するまでの期間） |

（任期）

第3条 委員の任期は、前条の表のとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（補則）

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。